

条例第5条（普通規制地域）の個別基準

広告物等の種類		第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合
1	<p>広告(1) 野立てのもの</p> <p>塔、広 告板そ の他こ れらに 類する もの</p>	<p>ア イの地域以外の地域</p> <p>(ア) (イ)及び(ウ)以外のもの</p> <p>a 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。</p> <p>b 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。</p> <p>c 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場（以下「事業所等」という。）に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件（以下「自家広告物等」とい</p>	<p>(ア) (イ)及び(ウ)以外のもの</p> <p>a 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。</p> <p>b 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 道路法施行令第7条第1号の標識</p> <p>道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。</p> <p>(ウ) 道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とするもの</p> <p>a 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地</p>

		<p>う。)以外の屋外広告物で、道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的としな いもの(以下「一般広告」という。)の表示内容は、矢印、距離等の案内し、又は誘導するための表示のないものであること。</p> <p>(イ) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第1号の標識</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。</p> <p>(ウ) 道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とするもの(道路法施行令第7条第1号の標識を除く。以下「案内図板等」という。)</p> <p>a 高さは、広告塔にあつては地上15メートル</p>	<p>上5メートル以下であること。</p> <p>b 案内広告の表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。</p> <p>c 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物(案内広告を直接照らすものを除く。)その他これらに類するものを使用しないものであること。</p> <p>d 案内広告は、案内し、又は誘導する事業所等の名称、矢印、距離等必要最小限の表示とし、サービス内容、商品名、住所、電話番号等、又は案内し、若しくは誘導するための</p>
--	--	---	---

		<p>以下、広告板にあっては地上5メートル以下であること。</p> <p>b 案内図板等に表示される広告（以下「案内広告」という。）の表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。</p> <p>c 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。</p> <p>d 案内広告は、案内し、</p>	<p>地図の表示のないものであること。ただし、病院又は診療所については、診療科目を表示できるものとする。</p> <p>e 写真、絵(商標を除く。)の表示のないものであること。</p> <p>f 案内広告に表示された矢印、距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字を表示しないものであること。</p> <p>g 案内広告の地の色彩が、明度3以上、かつ、彩度8以下のものであること。</p> <p>h bの規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広告の表示面積が10平方メートル以内、</p>
--	--	--	--

		<p>又は誘導する事業所等の名称、矢印、距離等必要最小限の表示とし、サービス内容、商品名、住所、電話番号等、又は案内し、若しくは誘導するための地図の表示のないものであること。ただし、病院又は診療所については、診療科目を表示できるものとする。</p> <p>e 写真、絵（商標を除く。）の表示のないものであること。</p> <p>f 案内広告に表示された矢印、距離その他の案内又は誘導を目的とした表示（案内又は誘導に係る事業所等の名称を除く。以下同じ。）の部分の面積（別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。）の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導</p>	<p>1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告（5以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内のものに限る。）を表示することができる。</p>
--	--	--	--

		<p>を目的とした表示の部分には、それ以外の文字を表示しないものであること。</p> <p>g 案内広告の地（文字及び矢印以外の部分をいう。以下同じ。）の色彩が、明度（日本工業規格のマンセル表色系の明度をいう。以下同じ。）3以上、かつ、彩度（日本工業規格のマンセル表色系の彩度をいう。以下同じ。）8以下のものであること。</p> <p>h bの規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合には、案内広告の表示面積が10平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積（別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。）が2平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示である</p>	
--	--	--	--

		<p>ものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告（5以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内のものに限る。）を表示することができる。</p>	
		<p>イ 条例第5条第3号に規定する区域であって、条例第3条第6号若しくは条例第5条第2号に規定する道路から100メートル未満の地域又は条例第3条第6号若しくは条例第5条第2号に規定する鉄道から500メートル未満の地域</p> <p>(ア) 案内図板等</p> <p>a 事業所等が主要な道路に接していない場合 その他のやむを得ない</p>	

		<p>場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。</p> <p>b 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のりが、10キロメートル以内のものであること。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>c 別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。</p> <p>d 高さが、地上5メートル以下であるものであること。</p> <p>e 案内広告の表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面の</p>	
--	--	---	--

		<p>みの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。</p> <p>f 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。</p> <p>g 案内広告は、案内し、又は誘導する事業所等の名称、矢印、距離等必要最小限の表示とし、サービス内容、商品名、住所、電話番号等、又は案内し、若しくは誘導するための地図の表示のないものであること。ただし、病</p>	
--	--	---	--



		<p>院又は診療所については、診療科目を表示できるものとする。</p> <p>h 写真、絵（商標を除く。）の表示のないものであること。</p> <p>i 案内広告に表示された矢印、距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字を表示しないものであること。</p> <p>j 案内広告の地の色彩が、明度3以上、かつ、彩度8以下のものであること。</p> <p>k eの規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広告の表示面積が10平方メートル以内、1者当たりの表</p>	
--	--	--	--

		<p>示の部分の面積が2平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告（5以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内のものに限る。）を表示することができる。</p> <p>(イ) 道路法施行令第7条第1号の標識</p> <p>道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。</p> <p>(ウ) 自家広告物等</p>	
--	--	--	--

		<p>a 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。</p> <p>b 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。</p>	
(2) 建築物を利用するもの	ア 屋上に設置するもの	<p>(ア) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、15メートル以下であること。</p> <p>(イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>	
	イ 壁面から突き出すもの	<p>(ア) 表示面積は、1面に付き20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路の上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。</p>	<p>(ア) 外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路の上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。</p>

		<p>ウ 壁面を利用するもの</p>	<p>(ア) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(エ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(オ) 一般広告の表示内容は、矢印、距離等の案内し、又は誘導するための表示のないものであること。</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(ウ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>
(3) 工	ア 塀を利用するもの	ア 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合に	(ア) 1面の表示面積は、その塀の面積の5分の1以内	

<p>を利用するもの</p>		<p>においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>(エ) 一般広告の表示内容は、矢印、距離等の案内し、又は誘導するための表示のないものであること。</p>	<p>であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
	イ アークードに添加するもの	<p>(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横1.35メートル以下、幅0.3メートル以下とし、同一街区内においては同一規格であること。</p> <p>(イ) 下端は、地上2.5メートル以上であること。</p>	
	ウ 電柱、街灯	<p>(ア) 突き出すもの</p>	

		<p>柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの</p>	<p>a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>c 個数は、1本につき1個であること。</p> <p>(イ) 巻き付けるもの</p> <p>1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p>
		<p>エ 消火栓標識柱を利用するもの</p>	<p>つり下げるもの</p> <p>(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 個数は、1本につき1個であること。</p>
<p>2 貼り紙、貼り札、立看板その他これらに類するもの</p>	<p>壁面及び塀を利用するもの</p>	<p>(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わな</p>

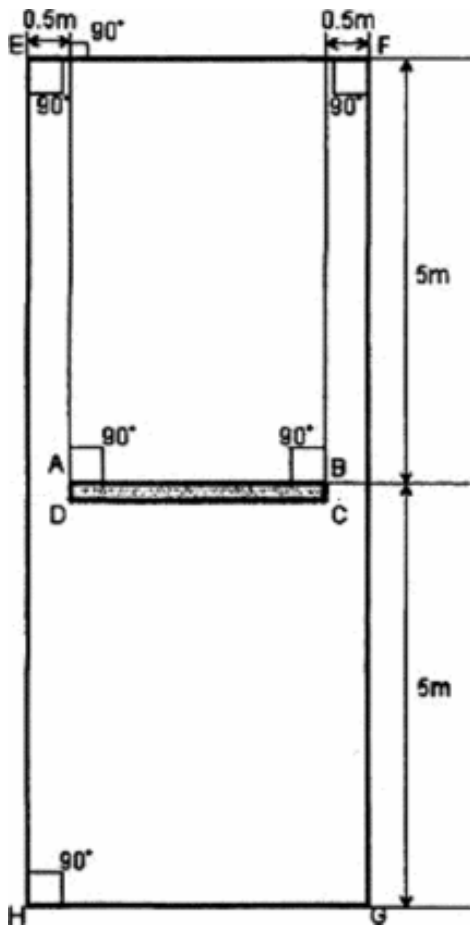
		<p>の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合には、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(エ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>いものであること。</p> <p>(ウ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	
3	その 他の広 告物等	(1) アドバルーン	表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。	
		(2) 広告幕及び広告網	<p>(ア) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、 下端は地上5メートル以上 であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの a 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表</p>	<p>(ア) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、 下端は地上5メートル以上 であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの a 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。</p>

		<p>示面積は、その壁面又は      塀の面積の5分の1以内      であること。ただし、壁      面又は塀の面積の5分の      1が15平方メートルに達      しない場合にあつては、      15平方メートル以内とす      る。</p> <p>b 壁面又は塀の1面の面      積が300平方メートル以      上の場合においては、表      示面積は、その壁面又は      塀の面積の10分の1以内      であること。ただし、壁      面又は塀の面積の10分の      1が60平方メートルに達      しない場合にあつては、      60平方メートル以内とす      る。</p> <p>c 壁面を利用する場合に      においては、壁面の端から      突き出ないものであり、      かつ、窓その他の開口部      を覆わないものであるこ      と。</p> <p>d 塀を利用する場合にお      いては、塀の上端及び両      側端から突き出ないもの</p>	<p>ただし、壁面又は塀の面      積の5分の1が15平方メ      ートルに達しない場合に      あつては、15平方メー      トル以内とする。</p> <p>b 壁面を利用する場合に      においては、壁面の端から      突き出ないものであり、      かつ、窓その他の開口部      を覆わないものであるこ      と。</p> <p>c 塀を利用する場合にお      いては、塀の上端及び両      側端から突き出ないもの      であること。</p>
--	--	---	---



		であること。
	(3) のぼり	<p>(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>(イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。</p>

別図



備考

A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。